

基準 4 教員・職員

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確 立・発揮

学長は、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程（以下、学長選考規程）」に基づいて任命される。「学長選考規程」には、大学設置基準第 13 条の第 2 項を踏まえ、建学の精神を深く理解するものと定められている。

学長は、八戸学院大学（以下、本学）における全学的な最高審議機関である八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下、運営会議）の議長を務めており、本学はもとより八戸学院大学短期大学部（以下、短期大学部）の運営についても深く関与している。

また、学長がリーダーシップを適切に発揮するために、2 人の学長補佐を任命し、①学外会議・会合等の学長代理、運営会議・教授会の統括、②入学者選抜委員会の統括および学費等減免選考委員会の統括を担当させている。さらに、補佐体制を充実させるため、2 人の学長特別補佐を任命し、特定の分野（IR の推進、大学の中長期計画の策定推進）について担当させている。

【資料 4-1-1】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程

【資料 4-1-2】八戸学院大学・八戸学院短期大学部運営会議 2 月配布資料

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では審議機関として、「八戸学院大学学則（以下、学則）」第 59 条第 1 項・第 60 条第 1 項に基づき、運営会議および八戸学院大学教授会（以下、教授会）を設置している。それぞれの審議事項については、「学則」第 59 条第 2 項・第 60 条第 2 項に規定され、組織上の位置付けおよび役割の明確化が図られている。卒業の認定および学位の授与、学生の入学など、その他教学に関する重要事項等の決定に際しては、学長が教授会などに意見を求めて決定している。したがって、大学における意思決定の権限の分散と責任が明確にされ、機能を果たしている。

また、学長は、短期大学部とも連携し、各学部長・学科長・各センター長・学務部長などとの情報交換会を積極的に行い、教学マネジメントに生かしている。

本学の教学マネジメントの組織図は、図 4-1-1 のとおりである。

【資料 F-3】八戸学院大学学則

【資料 4-1-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程

【資料 4-1-4】八戸学院大学教授会規程

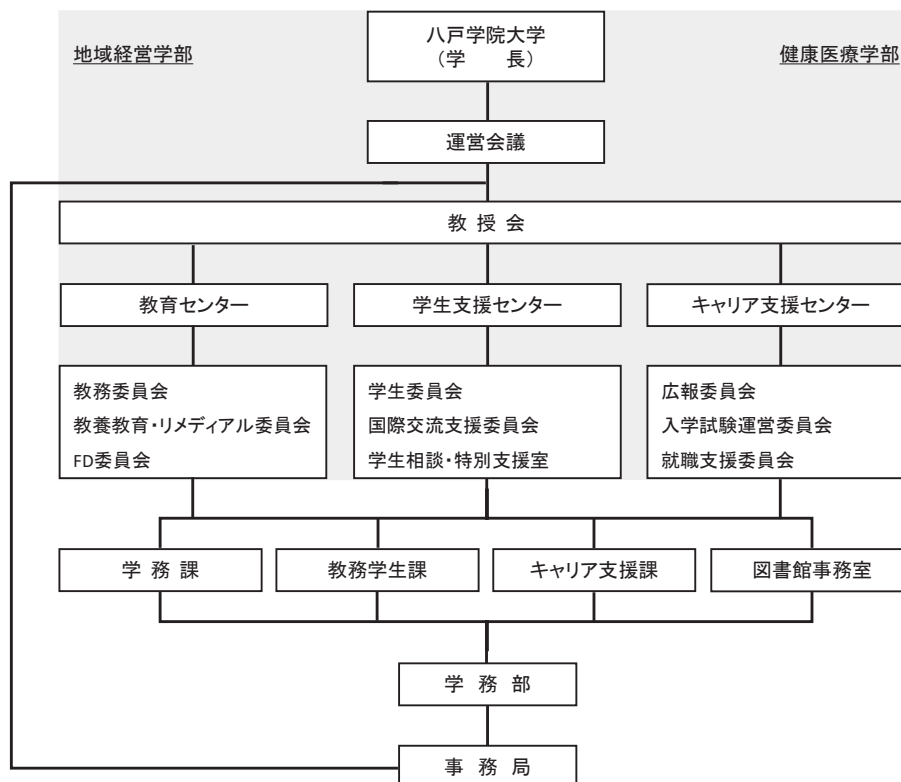


図 4-1-1 本学の教学マネジメント組織図

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教育研究活動を支援する事務機能を包括する事務組織（学務部）の職制、任命および職分については、「学校法人光星学院運営組織規程」第 27 条～第 29 条に明確に定めている。また、業務を円滑に遂行するため、事務組織の分掌について、課・室ごとの役割を「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に定めている。

職員の配置は、能力・適性に応じて行っており、システム管理、図書館事務室などの部署には有資格者を配置している。また、語学力に優れた職員採用を積極的に行い、言語が障壁となりやすい留学生等に対しても、懇切丁寧な対応を行っている。

職員は、各種委員会に参加し、審議事項に関する法律や学内諸規程の確認および資料の作成等を行うとともに、必要に応じて議論にも参加するなど、教職協働を実現している。

また、各センター会議においては、所管する担当課が会議の資料準備や議事録の作成を行っており、運営会議および教授会における教学マネジメント関連の資料作成は、学務部学務課の職員が行っている。

【表 4-2】 職員数と職員構成

【資料 4-1-5】 学校法人光星学院運営組織規程

【資料 4-1-6】 学校法人光星学院運営組織事務分掌細則

【資料 4-1-7】 令和元(2019)年度八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部校務分掌

【資料 4-1-8】 運営会議・教授会・各センター・委員会議事録

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学長が大学の使命・目的に沿って適切に意思決定を行うため、補佐体制を今後も維持する。また、教学マネジメントの遂行に必要な教職員をこれからも配置し、適切な運営と速やかな業務の執行を継続する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任については、「八戸学院大学教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき、適切に運用している。採用は、教育上・組織運営上必要と認められた場合や定年・依願・任期満了に伴う退職者の補充の際に行っている。原則、公募制としており、応募者は教員選考委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。昇任については、職位の資格、教育・研究上の業績、在任経験年数等を鑑みて、教員審査委員会で審議され、運営会議を経て学長が理事長に申請する。いずれの委員会もその都度設置され、原則として学長によって指名された教授 5 人により構成される。

大学設置基準第 13 条、別表第 1・別表第 2 に基づいた本学の専任教員数は、表 4-2-1 のとおりである。また、大学設置基準第 7 条に基づく教員の年齢構成別専任教員数は、表 4-2-2 のとおりである。

各学部・学科とも大学設置基準第 13 条および第 7 条を満たしている。

【共通基礎様式 1】

【資料 4-2-1】八戸学院大学教員採用・昇任規程

【資料 4-2-2】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程

表 4-2-1 大学設置基準に基づく専任教員数（単位：人）

学部・学科 その他の組織	専任教員数						設置基準上必要 専任教員数	設置基準上必要 専任教授数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手		
ビジネス学部 ビジネス学科	4	1	1	0	6	0		
地域経営学部 地域経営学科	11	4	3	1	19	0	12	6
健康医療学部 人間健康学科	8	7	8	0	23	0	11	6
健康医療学部 看護学科	6	5	7	4	22	4	12	6

大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数							14	7
合 計	29	17	19	5	70	4	49	25

表 4-2-2 年齢構成別専任教員数（単位：人）

	61 歳以上	51 歳～60 歳	41 歳～50 歳	31 歳～40 歳	30 歳以下	合 計
ビジネス学部 ビジネス学科	4(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	6(0)
地域経営学部 地域経営学科	3(0)	7(1)	4(1)	4(0)	1(0)	19(2)
健康医療学部 人間健康学科	8(4)	3(2)	5(2)	7(1)	0(0)	23(9)
健康医療学部 看護学科	5(4)	7(7)	11(11)	2(2)	1(1)	26(25)
合 計	20(8)	17(10)	21(14)	14(3)	2(1)	74 (36)

※（ ）内は女性教員数

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育内容・方法等の改善の工夫および開発のため、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会）が主体となり、毎年度、下記のような取り組みを行っている。

【資料 4-2-3】2019 年度 FD 委員会事業計画

1. FD 報告書の作成・公開

本学では、FD 委員会の活動内容および授業評価結果を「FD 報告書」としてまとめ、図書館で一般に公開してきた。しかし、平成 29(2017)年から報告書を作成する FD 委員会での役割分担が不明確である等の理由から、報告書の作成と公開が行えていない。

2. 学生による授業評価

本学では、教員の授業改善に資するため、各学期に学生による授業評価を WEB 上で実施している。アンケート内容は、授業への理解度を確認する質問項目などであり、授業の良かった点や工夫してほしい点などを学生が自由に記述できる書式にしている。

アンケート結果については、WEB 上で随時自動集計され、教員が各自で確認できるようになっており、授業担当教員はアンケート結果の内容をもとに、自身の授業の改善点などを WEB 上で記入し、FD 委員会に提出している。

【資料 4-2-4】授業アンケート集計結果

3. 教員による授業評価・公開授業

本学では、教員相互の授業参観をとおして授業評価を行っている。参観した教員は、

WebClass 上で「教員相互の授業評価アンケート」を記入し、提出している。アンケート結果は、参観を受けた教員が授業改善に役立てる材料として活用できるよう、WEB 上で閲覧できるようにしている。

また、学外への授業公開は、セメスターごとに 1 週間の期間を設けている。

【資料 4-2-5】2019 年度授業参観の実施状況

4. FD 研修会（ワークショップ）

本学では、毎年度、短期大学部と合同で FD 研修会（ワークショップ）を開催している。令和元(2019)年度は、地域経営学部地域経営学科の玉樹真一郎特任教授による「IR と EM 基礎から本学への導入まで」をテーマとした講演とワークショップを行った。参加者数は、本学および短期大学部の教員、事務職員合わせて 64 人（昨年度 54 人）であった。

【資料 4-2-6】2019 年度 FD 研修会報告書

5. FD ネットワーク “つばさ”

本学は、大学間連携 FD 活動を行うプロジェクトである「FD ネットワーク“つばさ”」の連携校であり、各種セミナーに教員や学生が参加している。令和元(2019)年度は、第 23 回 FD ネットワーク“つばさ”FD 協議会に参加し、研修や情報交換を行った。

【資料 4-2-7】第 23 回 FD ネットワーク “つばさ” 報告書

6. 授業支援システム研修会

本学では、毎年度、新任教員をはじめとする全教員を対象に「はちがくキャンパス Web 授業支援システム研修会」を実施している。

【資料 4-2-8】WebClass 説明会用テキスト 教員の方向け

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学設置基準第 13 条および第 7 条に基づき、引き続き、専任教員数および年齢構成を考慮して教員の採用・昇任等による教員の確保と配置を行う。

教育の質保証に向けて、FD 協議会などの外部研修会への本学教員の参加および FD 委員会による新任教員をはじめとする全教員に対する授業支援システム研修会を、今後も継続して行う。ここ数年作成できていない「FD 報告書」については、委員会内での役割を明確にし、作成を再開させる。

令和元(2019)年度から事業の簡略化を図るため、各種アンケートを全て WEB 上で実施したことで実施率は増加したが、回収率は紙上で実施していた時よりも減少している。また、公開授業に関しても、教員の参観率が減少しているため、各学科の FD 委員が学科会議などをおして授業アンケートの実施や授業を参観するよう周知を徹底する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学では「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上のための研修を行っていた。平成 29(2017)年 4 月 1 日に大学設置基準・短期大学設置基準が改正施行され、SD の対象が全ての教職員に拡大されたこととともない、学校法人光星学院（以下、法人）内全教職員を対象として、毎年度 4 月に SD 研修会を実施している。ただし、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施していない。なお、令和元(2019)年 8 月には、職員を対象に「職員の意識改革や行動改革の向上を図る」と題し、自らの職務について考える研修を行った。

また、令和元(2019)年度から新たに「課長研修会」を立ち上げ、年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）、法人内職員の課長職がテーマを持ち寄り、議論をとおして相互理解を深め、円滑な業務フローの実現および課員の業務マネジメントに役立てている。

さらに、内部研修にとどまらず、日本私立大学協会東北支部事務研修会（毎年度 8 月）をはじめとする外部機関が主催する研修会などにも積極的に職員を派遣し、職員の知識習得、能力および資質の向上を図っている。

本学における留学生の受け入れ体制を整備するため、文部科学省が実施した令和元(2019)年度留学生事業に関する業務等説明会や日本私立大学協会主催の令和元(2019)年度国際交流推進協議会へ職員を派遣した。

【資料 4-3-1】学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程

【資料 4-3-2】学校法人光星学院一般職員研修規程

【資料 4-3-3】平成 31 年度学校法人光星学院 SD 研修会次第

【資料 4-3-4】令和元年度学校法人光星学院 SD 研修会実施要項

【資料 4-3-5】令和元年度第 1 回～第 4 回課長研修会資料

【資料 4-3-6】令和元年度私大協東北支部事務研修会資料

【資料 4-3-7】令和元年度日本私立大学協会東北支部講演会資料

【資料 4-3-8】令和元年度文部科学省留学生事業に関する業務等説明会資料

【資料 4-3-9】令和元年度日本私立大学協会国際交流推進協議会資料

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の育成については、業務内容に応じた外部研修への積極的な参加の推奨と、大学運営の知識・能力を習得する研修を実施し、職員の資質・能力の更なる向上を目指すとともに、中核になる職員を一人でも多く育成する。加えて、留学生受け入れに対応し得る職員を育成するために、引き続き、文部科学省および日本私立大学協会が主催する各種説明会に職員を派遣する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、全教員に研究室を配しており、そのほか、スポーツ系の研究設備として、講義棟（3号館）1階に体組成計装置ならびに総合体育館（4号館）2階に低酸素トレーニング装置などの機器を設置している。また、健康科学系の研究設備として、3号館1階に心理学実習室や総合実習館（8号館）2階に基礎医学実習室を備えており、関連する測定機器などを設置している。

研究時間の確保のために、基本的に全教員が週1日の研修日を確保できるよう、時間割を編成している。

研究活動に関する外部資金獲得に向けた支援については、民間ならびに自治体の補助金・助成金などの外部資金獲得に関する情報を関係部署が全教員に配信している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会（以下、研究倫理委員会）が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程」および「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」に基づいて、教員が行う研究のうち、社会通念上または倫理上の問題が生じるおそれのある研究について、厳格な審査を年2回行っている。

また、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究推進委員会が文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、毎年度、全教職員を対象に「研究倫理・コンプライアンス教育研修会」を実施している。

【資料 4-4-1】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程

【資料 4-4-2】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則

【資料 4-4-3】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究推進委員会規程

【資料 4-4-4】八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する内規

【資料 4-4-5】令和元(2019)年度研究倫理・コンプライアンス教育研修会資料

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費については、「八戸学院大学専任教員研究経費助成金取扱規程」、「八戸学院大学研究費取扱要領」、「八戸学院大学特別研究費取扱・申請要領」、「八戸学院大学特別研究費の審査に関する内規」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究費等補助金交付申請に係る公募要領」を定めており、適切に運用されている。

本学には、研究活動の助成として「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」がある。「個人研究費」については、教授・准教授・講師に 28 万円、助教に 20 万円、助手に 15 万円を配分している。「特別研究費」は、学長、各学部長・学科長および研究推進委員長が審査し、配分額を決定している。「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」は、毎年度、イノベーションプログラム運営委員会が審査し、配分額を決定している。

令和 2(2020)年度の科学研究費補助金については、新規採択は 0 件、継続 2 件（代表研究 2 件）である。

【資料 4-4-6】八戸学院大学専任教員研究経費助成金取扱規程

【資料 4-4-7】令和元年度八戸学院大学研究費取扱要領

【資料 4-4-8】令和元年度八戸学院大学特別研究費取扱・申請要領

【資料 4-4-9】八戸学院大学特別研究費の審査に関する内規

【資料 4-4-10】学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金交付申請に係る公募要領

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金獲得に向けた研究活動支援として、民間ならびに自治体の研究に関する補助金・助成金等の情報を引き続き周知徹底する。

また、研究倫理の厳正な運用に向け、全教員の参加を必須としている「研究倫理・コンプライアンス教育研修会」を引き続き開催する。

【基準 4 の自己評価】

本学では、審議機関として運営会議および教授会を設置している。また、学務部・教務学生課は教育研究活動を支援する事務部門として教学マネジメントを行っている。

教員の配置については、大学設置基準に基づいた専任教員数を確保するとともに、教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任について、「八戸学院大学教員採用・昇任規程」、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部任期付教育職員任用規程」に基づき対応している。

教育内容・方法の改善および職能開発については、FD 委員会が主体となって授業評価アンケート、公開授業、FD 研修会などを行っており、その活動内容を「FD 報告書」にまとめ図書館で閲覧できるようにしてきたが、平成 29(2017)年から「FD 報告書」の作成が滞っているため、作成を再開する。

職員の研修については、「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程」、「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、毎年度、職員の資質・能力向上および専門性を高めるための研修を行っている。さらに、平成 30(2018)年度からスタートした全教職員対象の SD 研修会は、平成元(2019)年度も継続して実施した。

研究に関しては、研究倫理委員会が「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則」第 2 条に基づき、研究倫理審査を厳格に行っている。

研究支援については、個人研究室を全教員に対し準備するとともに、実技系の研究設備として、体育館、心理学系の実験室および看護用各種実習室等を備えている。また、時間

割編成時には、全教員の研究活動推進のため、基本的に週 1 日研修日を確保できるよう調整している。研究助成については、経済的支援として「個人研究費」、「特別研究費」、「学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）研究等補助金」、「八戸学院大学短期大学部後援会特別研究助成」がある。